

○国土交通省告示第五百六十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の二第二号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

地方税法施行令附則第九条の二第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合する既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約とする。

一 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。

二 建築後使用されたことのある住宅の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号。以下「住宅品質確保法施行令」という。）第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第五項に規定する瑕疵をいう。）（構造耐力に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅品質確保法施行令第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）

がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の売買契約において、宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を填補するものであること。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年国土交通省告示第四百八十九号）

この告示は、民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。